

【性暴力被害者支援センター・ふくおかの概要】

1 支援対象

性暴力の被害者

- ・ 強姦・強制わいせつ（未遂・致傷を含む）に相当する被害を受けた方。
 - ※ 警察への被害届の有無や性犯罪として取り扱われたかどうかを問いません。
 - ※ 配偶者からの性暴力や、児童に対する性虐待も対象となります。

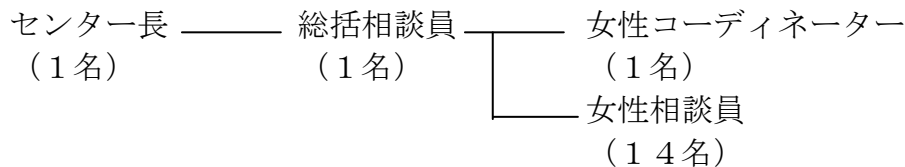
2 支援内容

- ① 電話相談（女性相談員が対応）。必要に応じて本人との面接を実施。
- ② 医療面のケア、警察等への付添、カウンセリングや弁護士相談など総合的な支援を実施。
 - a 医療的な支援が必要な場合、相談員が付き添って、医療機関受診
 - b 警察への付添を希望する場合、付添支援を実施
 - c 精神的なケアが必要な場合、カウンセリングを実施
 - d 法的な支援が必要な場合、弁護士相談を実施
 - e 専門的な支援が必要な場合、女性相談所、児童相談所などの専門機関に連絡・紹介を行い、必要な支援を調整
- ③ 被害直後の被害者の回復に必要な医療費等に対する公費支出。

【公費支出の内容】

- a 医療費の自己負担分（初回受診分等）
 - b 緊急宿泊費用（自宅が被害現場の場合等）
 - c カウンセリング費用
 - d 弁護士相談費用
- ※ 警察へ被害申告した場合には、警察の公費支出制度あり。

3 相談体制



- ※ 常時2名体制（15名が交替で対応）
- ※ 相談員は、相談経験や精神保健福祉士などの資格を有している者で、4月から専門的研修を受講済み

4 運営委託先

（公社）福岡犯罪被害者支援センター

5 協力医療機関

受診に際して、被害者の心情に配慮した対応や公費支出の対応など、県の性暴力被害者支援に協力をいただける医療機関を協力医療機関として、県内で3病院を確保しています。

- ※ 協力医療機関は、福岡県医師会からの推薦を受け確保。
- ※ 今後、県医師会の協力を得て、協力医療機関の拡大に努めます。